

補装具費の支給

対象	身体障害者手帳所持者や障害者総合支援法による対象難病患者。 千葉県障害者相談センターの判定が必要になる場合もあります。	
種目	視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
	聴覚障害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ対象）
	肢体障害	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、座位保持装置、 歩行補助つえ（多点式）、歩行器、重度障害者用意思伝達装置
	肢体障害（18歳未満）	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

※ 介護保険制度が適用になる場合は、介護保険制度が優先となります。
所得状況により、支給の対象とならない場合があります。